内閣衆質一○四第五号

昭和六十一年二月十四 日

内 閣総 理 大臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 坂 田 道 太 殿

衆議院議員津川武一君提出今冬の異常豪雪に係る緊急対策に関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院 議員津 川武一君提出今冬の異常豪雪に係る緊急対策に関する質問に対する答

弁書

一について

冬期に道路交通を確保することが必要な道路について、 除雪等に要する予算の確保に努めて

いくこととしている。

二について

積 雪 寒 冷 特 別 地 域 に おける道路 交 通 \mathcal{O} 確保 に関 する特別措置法 昭昭 和三十一 年 法律第七 + =

号) 第六条 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 玉 庫 補 助 L 7 V) る 都 道 府 県 道 \mathcal{O} 除 雪経 費 に 7 ١ ر ては、 示 達 保 留 額 \mathcal{O} 配

分を行つたところであり、 さらに、 今後の降雪状況等により予算額が不足する場合には、 所要

の予算の確保について検討してまいりたい。

また、 市 町 村 道 \mathcal{O} 除雪経費につ *((* ては、 今 後 の全国 的 な降は 積雪状況 の推移等 を見守りなが 5

必要に応じ検討してまいりたい。

三について

今次豪雪における地方公共団体の除排雪経費については、 現在調査中であり、 こ の 調 査 の結

果に基づき、 普通交付税措置額等を勘案しながら、 特別交付税においても適切に対処し てま 1

りたい。

四について

玉 が 御 質 問問 \mathcal{O} 除 雪援 助 \mathcal{O} た め 0) 臨 時 の保 安要員 制度を設けることは、 最近の厳 しい 行 財 政

状況等の下においては極めて困難である。

右答弁する。